

國連國際法委員會(第四會期)と 領海の幅員の問題

桑原輝路

國際連合總會國際法委員會(International Law Commission)は、一九五二年七月(第四會期)、「領海の制度」(Régime of the territorial sea)の問題をとりあげ、オランダの國際法學者フランソワ(J. P. A. François)の提出したレポートに基づいてその一部を審議した。フランソワ・レポートは、序言及び三章二三條をふくむ規定草案よりなり、各條にコメントが附せられている。次の表(表1)は國際連合事務局及びその他が、各國の現行法規に基づいて調査収録したものであり、フランソワ・レポート第四條(領海の幅員)のコメントの中に掲げられている。

この表によつて各國の沿岸水域(こゝでは沿岸國の權限の行使が主張されるすべての沿岸の水域の名稱としてこの語を用いる)の幅員について調べるのであるが、次の諸國、保護領及び州は考察外におくことにする。即ち、具體的數字が示されていないという理由で、ニカラグア、パキスタン、パナマ、アイルランド。保護領・州であるという理

國連國際法委員會(第四會期)と領海の幅員の問題

ARGENTINA*	Security Customs Fishing	1 league 4 leagues 12 miles	COSTA RICA*	Customs Fishing Pollution of the sea	20 kilometres 12 miles 3 miles
AUSTRALIA	Fishing	3 miles	CUBA	Customs Fishing Pollution of the sea Social welfare Security (maritime frontier)	6 miles 12 miles 3 miles 5 miles 3 miles
BELGIUM	Customs	3 miles	DENMARK	Customs	1 ordinary league 1 nautical mile (4 kvartmil)
BRAZIL*	Customs	10 kilometres	GREENLAND	Fishing	3 miles
BULGARIA	Fishing	3 miles	DOMINICAN REPUBLIC	Security	3 leagues
CANADA	Customs	12 miles	ECUADOR	Customs Neutrality Fishing	12 miles 4 leagues 4 leagues
CEYLON	Fishing	3 miles	EGYPT	Security	12 miles 6 miles 12 miles
CHILE*	Customs Sedentary fisheries	2 leagues			
	Security	50 kilometres (1948)			
CHINA (Nationalist Government)	Customs	100 kilometres			
COLOMBIA	Customs	3 miles			
	Customs	12 miles			
	Fishing	6 miles (1930)			
	Pollution of the sea	12 miles			

	Navigation	12 miles		
	Health control	12 miles		
	Customs	12 miles		
	Fishing	3 miles		
EL SALVADOR*		200 miles		
	Security	4 leagues		
	Customs	4 leagues		
FINLAND		4 miles		
	Customs	6 miles		
FRANCE				
	Fishing	3 miles		
	Neutrality	6 miles		
	Customs	20 kilometres		
	Security	3~6 miles		
ALGERIA				
	Fishing	3 miles		
INDO-CHINA				
	Fishing	20,000 metres		
MOROCCO				
	Fishing	6 miles		
TUNISIA				
	Customs	20,000 metres		
GERMANY		3 miles		
GREECE		6 miles		
	Neutrality	6 miles		
	Security	10 miles		
GUATEMALA*		12 miles		
	Customs			
HONDURAS*		2 leagues		
IRELAND		12 kilometres		
INDIA		4 miles		
INDONESIA		1 league		
IRAN*		3 miles		
	Customs	6 miles		
	Security	12 miles		
IRELAND		12 miles		
	Security	in accordance with international law		
ISRAEL				
ITALY		3 miles		
	Customs	6 miles		
	Security, merchant vessels	12 miles		
	Security, merchant vessels	10 miles (in time of peace)		
	Security, warships	6 miles (in time of peace)		
	Security, warships and merchant vessels	12 miles (in time of war)		
JAPAN		6 miles		
	Neutrality	3 miles		
	Neutrality	3 ri		
KOREA, SOUTH*				
	Fishing	50--60 miles		
LEBANON				
	Fishing	6 miles		
	Customs	20 kilometres		

LIBERIA	Criminal law	20 kilometres	SPAIN	Customs	12 miles
MEXICO*		1 league		Customs	6 miles
	Fishing	9 miles (1945)		Neutrality	3 miles
	Customs	20 kilometres	SPANISH MOROCCO	Fishing	6 miles
NETHERLANDS		3 miles		Neutrality	3 miles
NICARAGUA*			SWEDEN	Neutrality	4 miles
NORWAY				Neutrality	3 miles
	Fishing	1 ordinary marine league		Customs	4 miles
				Fishing (in the frontier waters of Denmark and Sweden)	3 minutes of latitude
	Neutrality	1 ordinary marine league (7,529 metres)	SYRIA	Fishing	6 miles
	Customs	3 miles		Customs	20 kilometres
PAKISIAN*			TURKEY	Customs	6 miles
PANAMA*				Customs	4 miles
PERU*			UNION OF SOUTH AFRICA	Customs	3 miles
POLAND			UNION OF SOVIET SOCIALIST REPUBLICS		12 miles
	In 1932:	3 miles	UNITED KINGDOM		3 miles
	Defence	6 miles	UNITED STATES OF AMERICA*		3 miles
	Customs	6 miles	CALIFORNIA	Customs	4 leagues
PORTUGAL			FLORIDA		3 miles
	Customs	6 miles	LOUISIANA		27 miles
	Customs	6 miles			
	Fishing (1917)	6 miles			
	Neutrality	6 miles			
ROMANIA					
SAUDI ARABIA*					
	Security	12 miles			

OREGON	1 league	Protection of interests (1924)
WASHINGTON	1 league	12 miles
URUGUAY	5 miles	Neutrality 3 miles
	Fishing 3 kilometres	Health control 12 miles
VENEZUELA	3 miles	Customs 6 miles
	Security 12 miles	Fishing 10 miles
	Customs 12 miles	
YUGOSLAVIA		

*印は大陸棚に對する權利を主張している國

由で、アルヂェリア、インドシナ、モロッコ、チュニジア、カリフォルニア州、フロリダ州、オレゴン州、ワシントン州、スペイン領モロッコ。また韓國は漁業水域五〇—六〇カイリとなつてゐるが、これは李承晩宣言に基づくものと思われ、従つて幅員數が一定せず他と同列に比較し得ないのでこれも除外する。さらに問題を簡單にするために大陸棚宣言には觸れないことにする。従つて残る國は五二國である。

この表のなかで何の説明も附されていないのが、いわゆる領海である。その他については問題があるが、それを一應接続水域として一括すると次の表(表2)のように分類される。

沿岸國が權限の行使を主張する沿岸水域を、その權限の性質に従つて二つの水域に分離して取り扱うという思想は、今世紀の初め、オッペンハイム(Oppenheim, *International Law. First edition, 1905, p. 239, 245*)にみられるが、その後、^{アンチン}國際法協會(一九二四年)、^{オックスフォード}國際法學會(一九二五年、一九二八年)及びアメリカ國際法學會におけるチリの國際法學者アルヴァレス(A. Alvarez)の學問的努力がつゞき、その思想は、ヘーグにおける第一回國際法法典編纂

國連國際法委員會(第四會期)と領海の幅員の問題

一橋論叢 第三十一卷 第一號

(表 2)

A	領海についてのみ規定のある國	18
B	領海と接続水域の規定のある國	30
C	接続水域についてのみ示されている國 (領海の不明な國)	4

會議の準備委員會によつて再びとりあげられたのである。即ち法典編纂會議の準備委員會により各國政府に送られた質問書第二 (Questionnaire n. 2) ポイント三、a 項及び c 項において、異なる二つの水域の明確な分離がみられる。a 項において「國家の主權に服する領海の幅員」について各國政府の回答を求め、c 項に

おいては、「國家はその主權に服する領海の外に權利を行使することを主張するか、主張するとすれば嚴密にいつてそのような權利とは何か、そのような權利は何に基づくものか、そのような權利は制限された範圍の水域において主張されるか、或は明確な制限なく領海外の沿岸水域において主張されるか」が問われたのである。準備委員會はこの質問書に對する各國の回答を審議し、本會議における討議の基礎案を作成した。この基礎案は第五 (Base de discussion N. 5) において質問書第二、ポイント三、c 項の對象となつた水域が、「領海に接続する公海」(Haute mer contiguë aux eaux territoriales) の名稱のもとにはつきりと a 項の水域即ち「領海」(Mer territoriale) と區別されたものである。「領海に接続する公海」の水域即ち簡單に云つて「接続水域」(Zone contigüe) の觀念は、^註 少くとも學問的には第一回法典編纂會議において結晶したといえる。領海とは沿岸國がその完全な「權限の束」を、國際法に基づく制限のもとに行使することを主張しうる沿岸水域であり、接続水域とは沿岸國が限定的な斷片的な權限の行使のみを主張しうる、領海に接続した水域である。沿岸國によつて行使される權限は、前者においては總括的であり、後者においては斷片的である。斷片的權限のみの行使される水域が、總括的權限の行使される水域の外にあることは當然で

ある。領海及び接續水域の問題について一九三〇年の法典編纂會議の成果を基礎としている國際連合總會國際法委員會の見解も同じ流れに属していることはいうまでもない(第三、四會期^{註2})。

註1 準備委員會においては、まだ *Mer territoriale* の語は使われておらず *Eaux territoriales* が使われていた。

註2 國際法委員會第四會期において「領海の制度」についてレポートを提出したフランソワは、一九三〇年會議においてその第二委員會(領海)にレポートを提出している。

領海及び接續水域を右のように解するならば、表2の分類は若干の變更を餘儀なくされる。即ちBグループに属するエクアドルは、領海一ニカイリ、安全水域、關稅水域、中立水域それぞれ四リグ(一ニカイリ)、漁業水域一ニカイリとなつており、領海を含めて全水域の幅員が一ニカイリに一致する。領海とは安全、關稅、中立、漁業等のために沿岸國が有する斷片的な權限を含めて、沿岸國の有するすべての權限が一束になつて行使される水域であるから、エクアドルの場合は、結果として領海一ニカイリをとり、接續水域をとつていないといえるだらう。従つてこれは接續水域をとらぬ國としてAグループと同列に取り扱つてさしつかえないと思われる。

同様にBグループの國で接續水域として數字は出ているが、そのうち一つ或は二つに領海と同じ幅員をとつている國が十國ある(カナダ、ヴェネズエラ、ポルトガル、ギリシャ、イタリー、ユーゴ、スウェーデン、スペイン、デンマーク、ノルウェー)。これらの國は少くともその一つ或は二つについては、接續水域をとつていないのと同様である。

また同じBグループの國で、領海以外の水域の一部或は全部が、領海の幅員より小さい數字を示している國が十國ある(デンマーク、スウェーデン、ウルグアイ、トルコ、スペイン、グアテマラ、エル・サルヴァドル、ノルウェー、

國際連國際法委員會(第四會期)と領海の幅員の問題

キューバ、エヂプト)。例えばデンマルクは領海一リーグ（三カイリ）に對して關稅水域一カイリ、またキューバは領海六カイリに對して海水汚濁五カイリ、漁業、社會福祉、安全それぞれ三カイリとなつてゐる。これら領海より狭い水域が接續水域でないことは明らかである。この領海より狭い關稅水域なり、漁業水域なりには若干の意義を見出しうらと思うので、當然領海の中に影を洩すものであるが、これを別に取り扱うことにする。この水域の名稱はしらないが、ひとまず讓歩水域^{註1}とよんでおく。即ち一般領海としては六カイリをとるが、漁業に關しては三カイリまで讓歩するという意味である。中立水域が領海より狭いという場合には、必ずしも讓歩とばかり云えないが、少くとも一般領海内の一定の水域において交戰權をみとめるという意味で、やはり讓歩水域といえないことはない。Cグループについては、領海の幅員が不明なのでかゝれている水域が接續水域か讓歩水域かわからない。かつての主張によつてその領海の幅員を推定し得る國もあるが、このグループには觸れないことにする。

註1 事實、讓歩した水域のよびなとして、この名稱を使いたいが、各國の領海の幅員が異つてゐるので、「事實讓歩した水域」の残りの領海の名稱としてこの語を用いることにする。

例えば領海一二カイリ漁業水域三カイリという場合は、漁業權に關して讓歩した水域は領海の外の線から海岸の方へ九カイリの間であるが、この水域のよびなとしてではなく、残りの沿岸三カイリの水域の名稱として用いる。

接續水域と讓歩水域の違いは明らかである。即ち沿岸國が、その「權限の東」を行使しうる領海の外側の限界を境として、その「權限の東」を構成する一要素が、一方は外へとびだした形であり、他方は内へ後退した形である。

例えば領海六カイリ、漁業水域三カイリ、關稅水域一二カイリをとる國は、六カイリから外、一二カイリまで即ち接續水域は、關稅權という斷片的權限が行使される水域であり、反對に讓歩水域三カイリは、決して漁業權という斷片的權限のみが

行使される水域ではない。そこは、領海として「権限の東」が行使される水域であり、たゞ三カイリから外、六カイリまでの領海は、漁業権という一つの断片的権限がとりさられた不完全な「権限の東」が行使される水域であるということが出来る。以上の考察によつて再び五二國を分類しなおすと次のようになる。(表3)

(表 3)

a	領海のみ	インド、リベリア、ドイツ、イギリス、日本、ペルー、インドネシア、イスラエル、オランダ、南アフリカ、グリーンランド、オーストラリア、アイスランド、ホンデュラス、ドミニカ、ソ連、ルーマニア、ブルガリア、エクアドル	19
b	領海と讓歩水域	デンマルク、スウェーデン、ウルグアイ、トルコ、スペイン、グアテマラ、エル・サルヴァドル	7
c	領海と接續水域	カナダ、ヴェネズエラ、ポーランド、セイロン、ベルギー、中國(國民政府)、ブラジル、アメリカ、アルゼンチン、フィンランド、ポルトガル、ギリシヤ、イタリア、ユーゴ・スラヴィア、コロンビア、サウヂアラビア、メキシコ、チリ、イラン	19
d	領海と接續水域と讓歩水域	ノルウェー、キューバ、エヂプト	3
e	その他	レバノン、コスタリカ、シリア、フランス	4

(表 4)

接續水域をとらぬ國	(表3)のaとb	26
接續水域をとる國	(表3)のcとd	22
不明	(表3)のe	4

(表 5)

単一の沿岸水域をとる國	(表3)のa	19
複数の沿岸水域をとる國	(表3)のb、c、d、e	33

表3に基づいてまた次のように分けることもできる。(表4)(表5)

國連國際法委員會(第四會期)と領海の幅員の問題

一橋論叢 第三十一卷 第一號

次に領海の幅員を問題として、まず表3のa即ち領海のみをとる國を領海の幅員別にわけると次のようになる。

(表6)

(表6)

領海三カイリ	ドイツ、イギリス、日本、ベルギー、インドネシア、イスラエル、インド、オランダ、南アフリカ、オーストラリア、グリーンランド、リベリア	12
領海四カイリ	アイスランド	1
領海一二浬(約六・五カイリ)	ホンジュラス	1
領海三リーグ(九カイリ)	ドミニカ	1
領海一二カイリ	ブルガリア、ソ連、ルーマニア、エクアドル	4

分類を簡単にするために、フランソワ・レポートに表示されている種々な單位の數字をカイリに換算するのであるが、その規準がはつきりしない。フォシイユによれば一カイリ (un mille marin) は一緯度の六〇分の一で、八五二メートルである。一海リーグ (une lieue marine) は五、五五メートルに等しく、正確には二、九九九カイリに當る。地理リーグ (la lieue géographique) は二、四二〇メートルである。(Fauchille, *Traité de Droit International Public*, Tome 1er Deuxième Partie, 1925, p. 173, note(1)) フランソワ・レポートには league, ordinary league, ordinary marine league の三種がみえる。海リーグとすれば約三カイリであり、地理リーグとすれば約四カイリである。またノルウェーのところには ordinary marine league とあつてカッパして 7,529 metres とある。これはフォシイユの一地理リーグとも若干數字が異なるが、やはり約四カイリである。

過去の慣行よりみて、北歐諸國のリーグはすべて四カイリに、その他はすべて三カイリに換算して分類した。また mile と

nautical mile の二通りにかゝれているが、これらをすべて一緯度の六〇分の一即ち一、八五二メートルとみなし、よび方も「カイリ」とした。従つて三カイリは五、五五六メートルである。六カイリ（一、一〇二メートル）となつてゐるものもある。そうだとすると一カイリは一、八五〇メートルとなる。(de Ryckère, De l'éendue de la mer territoriale, Clunet, 1914 vol. 41 p. 136) またチヂイは trois milles (3,550 m. environ) とかゝつており、一カイリを一、八五〇メートルとして計算して Godey (P. Godey, Les limites de la mer territoriale, Revue Générale de Droit International Public, Tome III. 1896. p. 226)

国際法委員会における討議でエル・クウライ委員は、次のレポートにはキロメートルですべての距離を表すことを、またラウターバハト委員は、諸國を領海の幅員別に分類し、キロメートルとカイリ (nautical mile) の兩方で距離を表すことを報告者フランソワに希望したが、次のレポートに少くともキロメートルに換算した數字が示されれば、この點ははつきりするだろう。領海制度のみをとつてゐる國の幅員は、ミニムム三カイリ、マキシムム一二カイリであるということになる。

次にグループ即ち領海と讓歩水域をとる國を領海の幅員別にわけると次のようになる。(表7)

(表 7)

(カッコ内は讓歩水域の種類と幅員)

領海三カイリと讓歩水域	デンマルク (關稅一カイリ)	1
領海四カイリと讓歩水域	スウェーデン (中立三カイリ)	1
領海五カイリと讓歩水域	ウルグアイ (漁業三軒)	1
領海六カイリと讓歩水域	スペイン (中立三カイリ)、トルコ (關稅四カイリ)	2
領海一二カイリと讓歩水域	グアテマラ (關稅二リーグ (六カイリ))	1
領海二〇〇カイリと讓歩水域	エル・サルヴァドル (安全四リーグ、關稅四リーグ (二カイリ))	1

國連國際法委員會 (第四會期) と領海の幅員の問題

一橋論叢 第三十一卷 第一號

これら七國は複數水域をとる國の中に入れられるが、領海と讓歩水域との併存であり、讓歩水域をとつていふことにはのみ特色があるが、その領海の幅員數がその國のとつていふ水域の幅員數のマキシマムであるから、いわゆる領海の幅員のみを問題とする場合には、接續水域をとらぬ國として、表6の諸國と同一に取り扱われる。

次にcグループ即ち領海と接續水域をとる國をやはり領海の幅員別にわけると次のようになる。(表8)

(表 8)

領海三カイリと接續水域	中國(國民政府)、セイロン、カナダ、ブラジル、ベルギー、 アルゼンチン、ヴェネズエラ、アメリカ、ポーランド、 <small>(註1)</small>	9
領海四カイリと接續水域	フィンランド	1
領海六カイリと接續水域	ポルトガル、ギリシヤ、コロンビア、ユーゴ・スラヴィア、 サウヂ・アラビア、イタリー、イラン <small>(註2)</small> <small>(註3)</small>	7
領海一・二カイリと接續水域	なし	0
領海五〇軒と接續水域	チリ	1

(註1) 委員會の討論においてアマド委員(ブラジル)は、ブラジルは領海六カイリをとつていふと發言している。

(註2) ポルトガルは漁業は互惠(reciprocity)(一九一七年)となつていふが、一九三〇年の法典編纂會議の時、ポルトガルは領海一・二カイリを主張し、しかしそれに必ずしも固執するわけではなく、領海外六カイリの接續水域をみとめられれば領海は六カイリでもよいとし、しかし接續水域において、漁業に關する警察權が認められることを主張したといふ経緯がある。ポルトガルの漁業水域が領海六カイリより廣くなるか、狭くなるか不明だが右のような事實にてらして一應こゝに入れておく。

(註3) コロンビアは、領海六カイリ(一九三〇年)、漁業一ニカイリ、海水汚濁十二カイリ、關稅二〇軒とある。討論の中に
 おいてカジエフニコフ委員(ソ連)は、領海一ニカイリをとる國の中にコロンビアを入れている。そうだとすればコロンビ
 アは表7の中に入れられることになる。

最後にdグループ即ち領海と接續水域と讓歩水域との三つをとつてゐる國を、同様に領海の幅員別にわけると次の
 ようになる。(表9)

(表 9)

領海四カイリと接續水域と讓歩水域	ノルウェー(接續水域 讓歩水域) 關稅一〇カイリ 中立三カイリ	1
領海六カイリと接續水域と讓歩水域	キューバ(接續水域 讓歩水域) 關稅一ニカイリ、 海水汚濁五カイリ、 漁業、社會福祉、安全三カイリ エジプト(接續水域 讓歩水域) 安全、航行、衛生管理、關稅一ニカイリ 漁業三カイリ	2

これら三國は領海と接續水域のみを問題とする場合には、表8の諸國と同一に取り扱われる。

以下のほかに、eグループ即ち領海の幅員の不明な國があるが、これはさきに述べた通り複數水域制をとる國とし
 てのみ分類し、それ以上探索しないことにする。

表6から表9まででわかる通り、接續水域をとる國、とらぬ國にかゝらず、領海として表示されている幅員は、
 三カイリをミニマムとし、二〇〇カイリをマキシマムとする。しかし對象としてとりあげた四八國(五二國のうちか
 らeグループ四國を除く)のうちから、僅かに二國即ち領海二〇〇カイリを主張するエル・サルヴァドル及び領海五

國連國際法委員會(第四會期)と領海の幅員の問題

一橋論叢 第三十一卷 第一號

(表 10)

領海の 幅員	制度別		接續水域をとらぬ國		接續水域をとる國		領海と接續水 域と讓歩水 域	小計	合計
	領海のみ	領海と讓歩水域	領海と接續水域	領海と接續水域					
三カイリと その範圍	三カイリ	一リーグ	オーストラリア、ペルー、 イギリス、オランダ、イ スラエル、インドネシア、 日本、グリーンランド、 ドイツ、南アフリカ	デンマルク	アルゼンチン	中国、アメリカ、ブ ラジル、カナダ、ポーラ ンド、セイロン、ペ ルギー	18	22	
四カイリと その範圍	四カイリ	一リーグ	アイスランド	スウェーデン	フィンランド		3	4	
五カイリ				ウルグアイ			1	1	
六カイリ				スペイン、 トルコ	ギリシヤ、ユーゴス ラビア、ポルトガル、イタリ ア、イラン、コロンビア、 サウジ・アラビア		7	11	
二キロ (約六・五カイリ)			ホンデユラス				1	1	
九カイリと その範圍	九カイリ				メキシコ		1	2	
三リーグ	三リーグ		ドミニカ				1	1	
一ニカイリ			ブルガリア、ルーマニア、 ソ連、エチオピア	グアテマラ			1	5	
五〇キロ (約二七カイリ)					チリ		1	1	
二〇〇カイリ				ザアラル			1	1	

○キロメートル(約二七カイリ)をとるチリを除くならば、他のすべての國の領海の幅員は、三カイリから一二カイリまでとなる。チリや特にエル・サルヴァドルの如く諸國の實行よりあまりにもかけはなれた主張は、同列に論ずることは出来ない。次に表6・7・8・9を全部あわせると表10のようになる。(表10)

次に接續水域の幅員についてであるが、接續水域をとる國は四八國のうち二二國で、接續水域をとらぬ國よりも數において若干少くなつてゐる。接續水域をその幅員別、種類別にわけると次のようになる。(表11)

(表 11)

種類	接續水域の幅員		種類		接續水域の幅員		種類	
	一〇〇キロ	(約五四カイリ)	一〇カイリ	(約二カイリ)	一〇〇キロ	(約五四カイリ)	一〇カイリ	(約二カイリ)
關稅	1	1	2	0	9	6	1	1
安漁業	0	0	1	1	4	0	0	0
衛生管理	0	0	0	0	2	0	0	0
海汚濁	0	0	0	0	1	0	0	0
利益保護	0	0	0	0	1	0	0	0
航行	0	0	0	0	1	0	0	0
自衛	0	0	0	0	0	0	0	0
計	1	1	3	1	24	2	1	1

註 委員會の討議の中でエル、クウリイ委員は二〇キロは、一二カイリに等しいと云つてゐる。こゝでは一カイリ一八五メートルで換算した。

國連國際法委員會(第四會期)と領海の幅員の問題

接續水域は勿論領海の幅員と關連して取り扱わねばならないが、表11だけからでもわかることは、接續水域の幅員としては、一二カイリが壓倒的に多いということ、及び領海五〇キロメートル、安全水域、關稅水域一〇〇キロメートルをとるチリの例外を除くならば、接續水域の幅員のマキシマムもまた一二カイリであるということである。即ち表8或は表10の示す如く、領海一二カイリを主張する國は、接續水域をとつておらず、また接續水域をとつてゐる國も、その幅員のマキシマムを一二カイリにとどめてゐる。従つて沿岸國が權限の行使を主張する沿岸水域は、それが領海であると、接續水域であるとを問わず、極く少數の例外

(エル・サルヴァドル、チリ)を除いて、少くとも現在その幅員のマキシムムは一二カイリであるということを経國の實行が示している。

最後に讓歩水域の幅員については、これも領海の幅員と關連させて取扱わねばならないことは云うまでもないが、次に讓歩水域のみの幅員別、種類別に分類してみる。この制度をとる國は、表3のb及びdグループである。その分類は、表12のようになる。

(表 12)

種類	讓歩水域の幅員						
	一カイリ	(約一・六カイリ)	三カイリ	四カイリ	五カイリ	六カイリ	一二カイリ
關稅	1	0	0	1	0	1	4
漁業	0	1	2	0	0	0	3
安全	0	0	1	0	0	1	2
中立	0	0	2	0	0	0	2
海汚濁	0	0	0	0	1	0	1
社會福祉	0	0	1	0	0	0	1
計	1	1	6	1	1	2	

こゝに表れている幅員は、すべて領海の幅員内であるから幅員としてはあまり問題にならないが、普通、接續水域として要求される關稅、漁業、安全、中立の諸水域が讓歩水域件數の上位をしめ、またこの制度をとる國が九國(領海二〇〇カイリをとるエル・サルヴァドルは除外して)あることを指摘しておく。

以上がフランソワ・レポートに掲げられている表に基づく各國の沿岸水域の分類である。大陸棚宣言を除くならば、沿岸水域の制度として、領海、接續水域及び讓歩水域の三つの制度がみられる。それぞれ國によつて、領海制度のみをとる國、領海制度と讓歩水域制度をとる國、領海制度と接續水域制度をとる國、領海制度と讓歩水域制度と接續水域制度をとる國とがある。幅員について云えば、

領海は三カイリから二〇〇カイリまで、接續水域はマキシмум一〇〇キロメートル、讓歩水域はミニмум一カイリと
いうことになる。従つて沿岸水域の幅員としてあらわれる數字は、一カイリから二〇〇カイリまでとなる。しかしな
がら沿岸水域とは云えず、明らかに大陸棚宣言と混同しているエル・サルヴァトルとチリの二國を除くならば、その
ひらきが一カイリから一二カイリまでになるということは、さきに指摘した通りである。

二

最初に述べたように國際法委員會における討議は、特別報告者フランスワの「領海の制度」に關するレポートを基
礎に行われた。しかし第四會期においては、二三條よりなるフランスワ・レポートの規定草案のうち、わずかに第二
條（領海の法的地位）、第四條（領海の幅員）、第五條（領海の起算線）、第一三條（二隣接國間の領海の境界決定）及
び第三條（領海の海床と地下の法的地位）の五ヶ條がとりあげられたにすぎない。そのうち第四條の領海の幅員に最
も多くの回数と時間が費されたのは云うまでもない。

第四條は次のように書かれてある。

「第一條の定むる帶狀の海の幅員は、沿岸國によつて決定さるべきである、しかし六マイルをこえてはならな
し」

第一條は領海 (Territorial sea) という言葉の意味として「國家の領域は、領海とよばれる帶狀の海をふくむ」と
あり、従つて國家領域の一部である領海の幅員は、六マイルをこえない範圍で沿岸國によつて決定さるべきだといふ

國連國際法委員會（第四會期）と領海の幅員の問題

意味である。

このようにフランスは、領海の幅員をマキシム六カイリに限定することを提案したのであるが、第四條に附せられたコメントの中でフランスは大體次のようなことを云つてゐる。三カイリの限界（一九三〇年のヘーグ第一回國際法法典編纂會議における基礎案第三はこの限界をとつてゐる）の提案は、學說及び實行に於ては現在成功の機會をもたないだろうし、また成法論的にも立法論的にもこの限界について一致に到達することは全く不可能だろう。しかし領海の幅員を決定することが、沿岸國にとつて全く自由であるとするならば海洋自由の原則はゆるしがたき程度にまで損われるおそれがあるから、問題は解決されなければならない。そこで委員會は領海の幅員をマキシム六カイリに限定することの可能性について吟味すべきである。しかしこの提案は、一方六カイリより狭い幅員をとつてゐる國から、また他方、より廣い幅員をとつてゐる國から反對されるだろう。従つて六カイリの限界について容易に妥協が成立することは、眞に疑わしいと思う。しかしながらもしもどちら側も讓歩しようとしなければ、いかなる一致に到達することも不可能だろう。より狭い限界を支持してゐる國は、既に多くの國によつて採用されてゐる六カイリの限界を認めることが、更により大きな距離を一方的にとらうとする傾向をやめさせるものであるといふことを悟るべきだろう。勿論六カイリ以下の限界をとることは自由である。またより廣い限界をとつてゐる國は、委員會が第三會期において作成した「大陸棚及び關連問題についての條文案」(Draft Articles on the Continental Shelf and Related Subjects)の中の海洋資源保護制度を採用するならば、領海の縮小によつて生ずるだろうと考えられる或る種の困難は、おそらくとりはらわれるであらうし、また六カイリの限界の採用は、關稅財政及び衛生管理のた

47

めの接續水域（前記の條文案の第二部第四條はこれらの接續水域をみとめてゐる）の設定を妨げていないということを知るべきだろう。領海の幅員を確定することは、領海の法的地位についての法典編纂にとつて最も根本的なことであるが、もしも一致に到達するための努力が失敗に終つたならば、その法典編纂のすべての企てを抛棄しなければならぬかどうか。しかし報告者としては今の段階において、たとえ領海の幅員について一致に到達することが不可能になつたとしても、他の問題について同意をうるために努力しつゞけることが望ましいと思う。

以上のようなフランス案をめぐつて委員會において討議が行われた。討議の初めにフランスは、委員會が第四條を審議して、國家が主權を行使する領海の限界について承認された國際法があるかどうか、あるとすればいかなる限界かということを決定しなければならない。またもしそのような國際法はないとの決定を委員會がとつたならば、限界について一致に到達し得るかどうかを考察しなければならないと發言し、このような觀點から審議することを提案した。

次に各委員の見解を要約すれば大體つぎのようになる。

カジェフニヨフ委員 (Kozhevnikov, ソ連) は、まずフランスによつて提出された規定草案第四條に反對を表明した。國際法が領海の幅員を決定するための規則をもつていないということは周知のことであり、國際法が定めてゐるのは領海に對する沿岸國の主權と主權國家による領海の幅員決定の權利とである。三カイリの限界はイギリスの理論と政策を擁護する見解以外のなものでもない。三カイリの支持者達はいつわりの前提に立つて、それを國際的規則たらしめようとしているのであつて、例えばロシアは既に一九〇九年に二カイリ限界をとつてゐる。しばしば領

海の幅員の問題についてアナーキーの語がつかわれたが、むしろアナーキーの様相のもとに一つの努力即ち國家主權ひいては、國際法それ自身を破壊に導くところの超國家的な獨裁がもくろまれつつある。領海の幅員は國によつて異つてもいい。

ラウターバハト委員 (Lauterpacht, イギリス) は委員會における三カイリ説の唯一人の支持者である。三カイリ限界の規則は存在する。今なお、多くの國が三カイリ或は四カイリの限界を守つてゐる。現在の國際法のもとにおいて、いかなる國家も領海の幅員を傳統的な限界即ち三カイリをこえて一方的に決定することが自由であるとは思われない。どのような國際裁判所においてもエル・サルヴァドルの如き二〇〇カイリの主張或は他の若干の國の同様な最近の主張がまじめに取り扱われるだろうとは何人も考えない。より廣い限界を國家が主張するようになったのは極く最近のことである。今世紀の初めに若干の國が六カイリ或は一ニカイリを主張したが強い反對にあつた。傳統的な三カイリ規則に代る決定的なものはまだ存在しない。幸運にも六カイリの提案に多くの國が贊成したとしてもブルガリア或はソ連が一ニカイリの主張を拋棄するとは考えられない。従つて六カイリの提案が問題を解決しうるかどうか疑わしい。三カイリ限界が現在、「全く陳腐かつ不適當」となつたとしても、六カイリへの擴張が兵器の發達、船の速度の増加、その他の科學の發達にてらして最も適したものであるとはいえないだろう。科學の近代的發達を考慮するならば、六カイリ、一〇カイリ或は一ニカイリも、問題の解決をカイリ數に託して求める限り不適當と云えるだろう。海洋自由の原則は國家的利益とは別の國際的利益であり、三カイリ規則はその原則の一表現である。領海に無害通航權がみとめられているからといつて、領海の幅員の問題が特に重要な問題ではないと云うことは出来ない。領海を通航

する船に對する沿岸國の非常に廣範圍な管轄權は、無害通航權と十分に相殺しあうものである。要するに六カイリの提案は眞の解決ではなく、海洋自由の原則は輕率に拋棄すべきではない。

セル委員 (Selle, フランス) はやはり委員會において特異な存在である。全海洋は國際公域であり、國家は海のいかなる部分に對しても主權を行使し得ない。それは主權の行使の問題ではなく、國際法に基づいて沿岸國の所有する特殊な權利 (地役權) の問題である。領海の幅員を決定すべき國際法の規則は存在しない。この點に關し適用されている唯一の規則は法の規則ではなく、便宜 (expediency) の規則即ち「武力の盡きるところ」(ubi finitur armum vis) という規則である。領海はいかなる時代においても國家がそれを必要と感じ、またそれを實效的に守ることができると思うところの海の區域であつた。國家は一定の水域に對し一定の權利を行使することを主張する。その水域の廣さはその國の必要及び力に依存している。そしてこの要求はたえず擴大されている。従つて衝突は増加し、ブナーキーの傾向をとる。現状において望みうる最上のことは、紛争がおこつた場合に、仲裁或は調停への依頼の可能性を有していること及び諸國の主張の間に不完全な均衡が保たれるだろうということである。委員會は接續水域について審議すべきである。もしも接續水域の概念が明らかにされるならば、領海概念はその意義のすべてを失うだろう。國家がその領海外の水域に對し一つの權利から他の權利へと次々に權利を行使することがゆるされるなら、領海と接續水域とは單に言葉の相異にすぎなくなるだろう。事實國家は領海に對しては主權の九〇パーセントを、接續水域に對しては五〇パーセントを、そして大陸棚に對しては二〇パーセントを主張するといふにすぎない。

コルドヴァ委員 (Cordova, メキシコ) は次のような領海論を述べる。フランソワは一定の水域に單に或る種の權

利を行使する主張と領海の主張とを區別しているようであるが、多くの國は、例えば海岸沖合一二カイリ或はそれ以上の幅員の水域に對して排他的漁業權の行使を主張している。しかし領海としてはなお三カイリを維持している。また若干の國は領海の幅員より廣い幅員の水域に對して關稅管理を及ぼす權利を主張している。どのような權利であろうともそれを國家が行使することを主張するすべての水域を、その國家が主張する領海とみなすべきである。或る國が排他的漁業權を一二カイリの水域に對して主張し、しかし三カイリをこえては他のいかなる權利も行使することを主張しなかつた場合、それはその國が三カイリの限界をこえて漁業權以外の權利を行使することは實際には不可能であり、またそれをのぞまないということの意味している。しかし、もしそれがその水域において漁業することを外國人に對して妨げるといふ權利の主張であつたならば、確かにその水域に對して主權を主張したと同一である。

スピロポロス委員(Spironoulos,ギリシャ)はコルドヴァの領海論に反對する。領海は國際法によつて定められた條件に基づいて、沿岸國が主權を行使しうる水域であるということを委員會は既にみとめている。この水域の外において國家は勿論若干の權利を行使することが出来る。それは接續水域とよばれ、第三會期における「大陸棚及び關連問題」についての條文案」第二部第四條でみとめられた。そしてそのマキシマムな限界がきめられた(一二カイリ)。従つて委員會は、どのような權利でも國家によつて行使される水域を領海とするコルドヴァの意見をとることはできない。領海のマキシマムな幅員を決定する國際法は存在しない。この點はコルドヴァと同意見である。みずからのぞむところの領海の幅員を決定する沿岸國の權利は、國際社會の一般的利益にのみ従う。従つて問題は云うまでもなくこの一般的利益が害されない範圍内で領海をどこまで擴げうるかという形で殘される。この點については領海のマキ

シマムの限界は六カイリにきめらるべきだというフランソワの提案に同意する。委員會はラウターバートを除いて、現在の國際法には三カイリ規則は存在しないという一般の見解をとつていようである。もし紛争が國際裁判所でとりあげられたとしても、三カイリ規則が支持されるかどうか疑わしい。しかし他方或る國が六カイリの領海を主張したとしても、それが國際法と海洋の自由に一致しているという根據を見出しうるかどうかも疑わしい。委員會において二カイリ限界について云われたが、現在約半ダースの國家により支持されているにすぎず、それが一般的承認をうけるかどうか疑問である。

ハドソン委員(Hudson, アメリカ)は二カイリ限界に賛成する。領海の限界を三カイリにきめるといふ提案は、成功の機會をもたないであろう、がしかし領海の幅員の決定を全く各國の自由にまかせるならば、海洋自由の原則はゆるすべからざる程度にまでそこなわれるから、問題は解決されねばならないというフランソワの見解に同意する。フランソワが提出した表でみるように、各國の領海の幅員については大きな不一致が存在している。従つて委員會は例外なくすべての國の實行をカバーするような規定をつくることは出来ない。フランソワは、領海の限界は三カイリより少くあるべきではなく、六カイリより多くあるべきではないと提案しているが、しかしその提案は多くの國にとつて認められないだろう。フランソワは何故マキシマムの限界を二カイリに認めないか。いかに限界を定めても、或る國家は特殊の目的のための管理權を行使する一定の水域を設定しつづけるだろうといふことは確かである。二カイリのようなより廣い限界はこのような水域の設定を思ひとゞまらずよくなるだろう。

除委員(中國)は、同じく正當かつ實際的な限界として二カイリをあげている。多くの國が過去において三カイ

リ限界をとつたが、まだ慣習國際法とはなっていない。その上三カイリ限界をとつている多くの國は、かつては領海は三カイリであると主張しておきながら、現在では三カイリ限界を超えて關稅、漁業その他種々な目的のための權利を行使している。従つてこれらの國は、もはや三カイリの支持者とはみとめられない。六カイリ限界はラウターパハトの云う如くその根據がないという理由で不適當である。極く少數の國は一ニカイリ以上の限界をとつているが、その緩和の必要を納得させることは可能なように思われる。一ニカイリ以下の限界を提案することは明かに非實際的だろう。一ニカイリ限界は一般的な承認に對して支拂わねばならない代償があまり高すぎるとは云えないだろう。より狭い限界を守ることは自由である。従つて、最上は一ニカイリである。しかしそれがすぐに一般的な承認をうるだろうと考えるほどオプティミスティックではない。

イヘパス委員(Yeses, ロロンビア)は、三カイリ規則について次のような見解を述べる。三カイリ規則は現在の國際法に一致しないし、またいかなる科學的或は技術的根據をもつていない。フランソワの掲げた表によつても明瞭なように、すべてのアメリカ諸國はより高い限界をとる。またイギリス、ドイツ及びオランダを除くすべてのヨーロッパ諸國も同様であり、アジア、アフリカにおいても同じである。従つて世界人口の八〇パーセントは三カイリ限界に反對である。少數が海洋自由のようなすべての人民の利益に直接影響を及ぼす問題について多數を強いるということは許さるべきではない。ながら科學的根據を有していない三カイリ規則のもつ強さは二十世紀初期において世界における最大の海國であつたイギリスがそれとめたということに原因している。すべての沿岸國は、その沿岸の水域に對して主權を行使する權利をもつていることは慣習國際法によつて確立された傳統であり、またその水域

の幅員は制限されるということも慣習国際法によつて確立されている。彼はまた領海の幅員をカイリではなくキロメートルで表すことを提案した。

アマド委員 (Amado, ブラジル) は、領海の幅員について各國の法制に著しい不一致がみられる現状よりみて、その同意に到達することは一九三〇年の頃より更に困難だろうと述べ、フランソワ提案は、提案者自身それがみとめられるかどうかについて非常にペシミスティックであるが、彼もこのような内容の條約案は大きな反對にあうであろうし、また多くの批准をうることは困難だろうと考える。領海の幅員を決定する法的基準は、存在しない。従つて國家はみずから領海の幅員をきめねばならないということを委員會はみとむべきである。領海と接續水域とを混同すべきではない。六カイリ限界については、もしも委員會の多數がフランソワ規定草案第四條をみとめるならば、その多數の見解にくみするだろう。ブラジルは六カイリ限界をとつていたので理論的にも實際的にもなんらの困難も生じない。サンストローム委員 (Sandstrom, スウェーデン) は、問題をアナキーとはとらえない。何人かの委員によつてこの問題に關するアナキーについて語られたが、事態はそれほどアナキーではない。混亂の中にも若干の秩序があるようである。諸國をアルファベット順ではなく地域グループにわけると、例えばスカンデナヴィア諸國は四カイリ、西歐諸國、北米及びオーストラリアは三カイリ、地中海諸國——ポルトガルを含みイスラエルを除く——は六カイリ、アジア諸國——アラブ諸國は例外——は三カイリ、そして、多くの南米諸國は三カイリとなるだろう。中米諸國には著しい變化がみられるようである。三カイリ規則についていえば、領海の幅員は少くとも三カイリなければならぬというのが一般に一致した意見である。またフランソワ提案に對してはラウターバハトの見解にくみする

ものであるが、國際法の漸進的發達をおしよめるために六カイリ限界に同意するだろう。

エル・クウリイ委員 (el-Khourî, シリア) は、國際法は領海の幅員を決定する規則をもたないというのが彼の意見であると述べ、委員會は國家の最大の要求及び必要を考慮すべきであると、統一された規則を希望しつつ、彼は二〇浬を主張した。彼もまた次の報告においてフランソワが、すべての距離をキロメートルで表わすことを希望した。

ツウレツク委員 (Zourek, チェコスロヴァキア) は、領海の限界を規定している一般條約が存在しないので、この問題について實證的な規則があるかどうかは、諸國の現在の慣行及び法制の中に求められねばならないと述べ、またフランソワの第四條のコメントは、領海の幅員を決定するのに、國家は國際法のいかなる規則にもしばられないということ及び國家はそれを彼自身の利益に従つて決定するということを示している。それは國際法の漸進的發達によつて改めらるべき悲しむべき状態である。しかしラウターバットの云う如く現在において一致に到達する可能性は非常に少い。また立法論的に限界を提案することが出来るか否かについては、海岸を有する諸國の見解をたしかめることなしには答ええないといい、それがわからなければ一般的にうけいられる提案をつくることは不可能だろうと述べた。

最後にこの會議の議長であつたアルファロ (Alfaro, パナマ) は、次のような見解を述べた。學説及び諸國の態度は、沿岸國が主權、或は少くとも非常に廣い權能を沿岸の水域に行使する權利をもつてゐるということは普遍的に認められていること、そしてその水域の幅員は三カイリをミニムムとしてゐることを示している。しかし幅員は三カイリに限定されねばならぬということについての一致はない。他方領海のマキシムムな幅員を三カイリより大きいずれかの數字にきめらるべきだという一般的な同意の證據を見出すことは出来ない。最近になつて多くの國が一ニカイ

リの水域を主張したが、それは必ずしも全主權或は管轄權の完全な行使のためではなく、たゞ一定の特殊の目的のためである。しかしながら國際法の規則によつてそのような廣い水域がみとめられたと云うことは出来ない。國家は領海の幅員を決定する無制限な權利をもつということ、國際法の規則としてみとめることは出来ない。國家はたゞ國際法による制限内においてそれをなしうるのみである。

フランソワ規定草案第四條についての三回にわたる會合の討議において、大體以上のような各委員の見解が述べられた。これに基づいてフランソワは次の三つの提案を作成し提出した。第四回、第五回の會合は専らこの新提案をめぐつて討議が行われたのである。

1 委員會は、現行國際法が領海の幅員を三カイリに限定されることを要求していないとみとめる。

2 委員會は、現行國際法が六（或は一）カイリを超えて領海の擴張をゆるしていないと宣言する。

3 委員會は、外交會議が領海の限界を條約によつて決定する目的で召集されることを提議する。

三カイリ規則は國際法の規則ではないということの意味するこの提案の第一項に對して、いうまでもなくラウターバハトは強く反對し、各委員によつてなされた三カイリ規則に對する不當な取扱いについていちいち反駁し、委員會は實際に存在しているところの國際法の適切な規則は三カイリ規則であると述べるべきだと主張した。このラウターバハトの發言に對して再びハドソン、コルドヴァ、カヂェフニコフ、イエベスが反對を表明した。國際法はミニマムな限界として三カイリ規則をみとめているとの見解をとるアルファロもこの第一項に反對している。

第二項について、ツウレックは一定の限界をこえて領海を擴張することを禁止する國際法の規則はなく、國家がそ

の利益に従つて領海の幅員を決定することは自由であるとして反対し、またイエベス、セル、エル・クウリイも六或は一二カイリをこえて領海を擴げるべきでないという國際法の規則は存在しないとして反対している。フランソワは質問に答えて、領海の擴張を禁止している法原則は、云うまでもなく海洋自由の原則であるといひ、現在において海洋自由の原則は六或は一二カイリに領海の限界を定めることを正當とみとめていると思ふと説明した。

第三項については、除委員が一二カイリ限界を勧告するか、或はそれが不可能ならば條約により限界を決定するための外交會議を召集することを勧告すべきだと云つてゐるほか、他のすべての委員がそれに對して懷疑であるか或は反対してゐるようである。イエベス及びツウレックは委員會が領海及び關連問題についての完全な草案を準備するに至るまでそのような勧告はすべきでないとし、セルは外交會議がひらかれたとしても必ず失敗するだらう、そしてその失敗は、危険であると云ひ、失敗するにきまつてゐることを勧告すべきではないと云う。

更にフランソワの三つの提案に對するアマドの修正案が出され、若干の論議が行われたが、カヂェフニコフは現行の法制及び慣行を更に深く検討してからでなくては委員會において決定することは不可能だらうし、また今會期において正式の勧告をつくらうとしても、徒らに困難をますばかりであり、世論を迷わすにすぎないとして、委員會が領海の幅員の問題について決定を延期することを提案した。この提案に對しスピロボウロスは、特別報告者（フランソワ）が次會期において、今會期に述べられた見解や提案を考慮して特別な提案を用意することを委員會が要請する旨を附言するという修正をし、その修正が通つて、修正されたカヂェフニコフ提案が九對二棄權一で採擇された。

以上がフランソワ規案草案第四條即ち領海の幅員をめぐつての各委員の見解の大要であり、第四會期におけるこの

問題の審議の経過である。著しい不一致のみられる各委員の見解がいかに調整され、委員会としていかなる決定をとるに至るかは、次回の審議をまたなければならぬ。

領海の幅員の問題についての第四會期における委員會の審議からひき出されるおおよその結論としては、國際法は沿岸國がその領海に對し主權を行使することをみとめる、しかし現在國際法は領海の幅員を決定する規則をもつていない、従つてその幅員を決定するのは沿岸國の自由だが、その自由は無制限ではなく海洋自由の原則によつて制限されるというぐらいのところであらう。

三

國際法委員會は、海の制度を公海の制度と領海の制度に分けて取り扱つてゐる。そして接續水域を公海の制度の中でとりあげており、關稅、財政及び衛生管理のための接續水域のみを認めてゐる。領海については、それは國家領域の一部であり（フランソワ規定草案第一條）、従つて、沿岸國の主權が行使される水域であるとして（同第二條）、この水域のマキシマムな幅員を決定しようと考えているようである（同第四條）。

たとえ委員會が領海のマキシマムな幅員について決定し得たとしても、そしてそれが三カイリであり、六カイリであり、或は一ニカイリであつたとしても、それについての國際的の一致が少くとも現在において得られるとは考えられない。領海の幅員決定のための外交會議召集の勸告に對して殆んどすべての委員が反對した。それは成功を全く豫想し得ないからである。領海の幅員を決定する國際法の規則は存在しない。従つてなんらかの法的根據にさゝえられて

のみ成立しうる。例えば領海六カイリなり、二二カイリなりの提案は、その法的なさゝえを新しく見出しうるのではなかつたならば、おそらく問題の解決とはならないだろう。現在の世界において、この問題の一般的な決定的解決は期待することはできない。セルが云つたように、諸國家を拘束する國際的な法的權威が創り出されるまでは、この問題の解決は不可能かもしれない。しかしそのような法的權威をのぞむこと自身、この問題の解決をのぞむ以上に困難なことだろう。しかしながら「國際法の漸進的發達及び法典化」のために、委員會におけるような國際的努力はつゞけられねばならない。しかし委員會におけるこの問題へのアプローチの仕方そのものに再考慮がはらわれる必要がある。失敗すみの方法の踏襲が現在において成功するだろうと考えられる理由は少しも見出しえない。「現在の政治状態からみて、一般的にうけいれられる解決を企てる可能性はありそうもないという假定において出發する」という態度は参考にすべきである。

最初にみたように沿岸水域に對する、また今特に問題にしている領海に對する各國の實行には著しい不一致が存在する。セルはもしも接續水域の概念を明確にするならば、領海概念はその意義のすべてを失うかもしれないと云つた。同じような見方をして、しかし異つた表現を用いて、コルドヴァは沿岸國が權限を行使するすべての水域を領海とよぶべきだと云つてゐる。或る種の接續水域の主張や、あるいは讓歩水域の設定によつて、いわゆる一般領海とよばれる水域が、次第にその意義の明確さを失つていく。このような傾向をみとめたとしても、また他方、諸國がみずから持する領海の幅員そのものに對して特別な關心をもつてゐるという事實も知らなければならない。その國の主張する領海の幅員は、その國のおかれた條件、有する地位或は有しえない地位に無關係ではない。従つて三カイリに

ろ、一ニカイリにしる、その幅員をとつてゐる國が簡單にその態度や主張をゆずらないだろうといふことは明らかである。領海の幅員に對するこのような各國の態度は、この問題についての國際的な一般的解決を不可能なものにさせているばかりでなく、また幅員不一致によつて生ずる國際紛争の解決を困難ならしめてゐる。こゝにおいては、その國のとする領海の幅員についての主張をかえさせる可能性はありそうもないという假定において出發することが必要かもしれない。従つて相手の主張する領海の幅員（自國のとする領海の幅員より著しく廣い場合）をみとめるみとめないにかゝらず、相手の主張する水域において一つの權利から他の權利へと讓歩させるという結果になるだろう。最初、フランソワ・レポルトに基づく諸國の實行を分類したときに、假にそうなづけられた讓歩水域をとる國が、エル・サルヴァドルは除いて、その他に九國あることを指摘した。これらの國は、勿論それを設けることがその國の利益と關連しているであろうが、とにかく自發的に讓歩水域を設定してゐる國である。北洋漁業に關し紛争のたえなかつた日本とロシアとの間において、大正一五年（一九二六年）の遼東丸（蟹工船）拿捕事件に關する交渉の際、領海一ニカイリを主張するソ連政府は初めて三カイリから一ニカイリの海上において日本の船舶を拿捕しないことを認めた。これはソ連が事實上、漁業に關する三カイリの讓歩水域を認めたといふことができるだろう。また一九三〇年五月二日、ソ連とイギリスとの間に結ばれた協定において、ソ連政府はイギリス漁船がソ連の北海岸及び獨立島嶼に沿つて、干潮線からはかつて三カイリから一ニカイリの距離において漁業することに同意した。これは協定によつてソ連が漁業に關し三カイリの讓歩水域を認めたことになるだろう。ソ連は領海一ニカイリを抛棄したわけではなく、また三カイリを國際法の原則として承認したわけでもない。日本及びイギリスの領海の幅員數に一致した讓歩水域をみとめたに

すぎない。フランソワは、その規定草案第四條のコメントの中で、領海六カイリを提案したのち、「領海の幅員を六カイリにきめるところの國々は、三カイリの限界より外の領海の部分に、互恵主義に基づく漁業権をみとめる協定を相互に締結することは常に自由である」と述べて、領海の幅員の歩みよりのための讓歩水域制度の設定を豫想している。このような讓歩水域の制度に、現在、フランソワとは異なる意味においても注目さるべきものがあるのではなからうか。

いわゆる一般領海概念は、或る種の接續水域の設定や讓歩水域の存在によつて、更には相次ぐ各種の大陸棚宣言やそれと類似の法令等によつて、その意義の明確さを失つていく。しかしそれはいわゆる領海の名で代表される沿岸水域の存在意義が失われていくという意味ではない。沿岸水域の存在意義は失われていくどころか、益々その重要性を増してきていることは説明の必要がないであらう。たゞ、沿岸國の権限が行使されるすべての沿岸の水域という意味で使つた沿岸水域を、主權水域たる領海と、公海の一部としての接續水域とはつきり二つにわけて、特にその法的性質を本質的に異なるものとして取り扱う場合、そこにおける領海という概念の意義の明確さが失われていきつつあるという意味である。我々の眼を「國家から沿岸海」の方へむけるならば、一國の沿岸水域の中には、心ずしも同じ性質としては論じ得ない、また心ずしも同じ幅員ではない多元的な水域が併存する。そして現在これら諸水域の幅員のマキシムは、若干の例外を除いて二カイリであるということに注目すべきである。これはまた國際法委員會が第三會期において關稅、財政及び衛生管理のための接續水域のマキシムな限界として採用した距離でもある。最後に再びフランソワ・レポートの表に基づいて、領海としてであれ、或は接續水域としてであれ、その數字がその國の沿岸水域のマキシムな限界であるところの數字と、その數字を自國の沿岸水域のマキシムな限界の數字

としてとつてゐるところの國の數を表にしてみれば次のようになる。(表13)

(表 13)

一二カイリ	18	ブルガリア、ルーマニア、ソ連、エクアドル、グアテマラ、アルゼンチン、カナダ、ヴェネズエラ、ブラジル、アメリカ、中國、サウヂ・アラビヤ、イラン、イタリー、コロンビア、エヂプト、キューバ(コスタ・リカ)
三カイリ	13	南アフリカ、グリーンランド、ドイツ、リベリア、インド、日本、インドネシア、イスラエル、オランダ、イギリス、ペルー、オーストラリア、デンマルク
六カイリ	5	スペイン、トルコ、フィンランド、ポーランド、セイロン
二〇キロ	4	メキシコ、(シリア)、(レバノン)、(フランス)
一〇カイリ	3	ギリシヤ、ユーゴ、ノルウェー
四カイリ	2	アイスランド、スウェーデン
九カイリ 一〇カイリ 一一カイリ 一二カイリ 一三カイリ 一四カイリ 一五カイリ 一六カイリ 一七カイリ 一八カイリ	1	ドミニカ ホンジュラス ウルグアイ エル・サルヴァドル チリ

註 沿岸水域のマキシマムの限界として一二マイルをとる國は一八國である。

ラウターパハトは、三マイル及び四マイル支持國を「感銘的なグループ」よんだが表13で一二マイルの次に多い三マイルをとる國はこのグループに勿論入る。これらの國は接續水域をとつていないから、より「感銘的なグループ」といえる。しかしその中で大陸棚宣言をした國をのぞくと純粹に「感銘的なグループ」は一〇國以上には出ないであらう。

國連國際法委員會(第四會期)と領海の幅員の問題

(一九五三・一〇・二七)

一橋論叢 第三十一卷 第一號

(國際法委員會のレポートは、外務省のリプリント「國連國際法委員會(第四會期)議事録(英文)」及び「同關係文書(英文)」を用いた。)

執筆者紹介

- 田上 穰 治……………一橋大學教授
- 川原次吉郎……………一橋大學講師
- 桑原輝路……………一橋大學特別研究生
- 佐藤和男……………一橋大學特別研究生
- 會我部 豊……………一橋大學特別研究生